（訳文）

了解覚書

次の規定は、千九百五十二年八月十一日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定（以下「千九百五十二年の協定」という。）が日米航空関係にとって適切な態様で実施されることを確保するために交渉されたものである。

この了解覚書（以下「二千十年の了解覚書」という。）の規定は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で外交上の公文の交換により締結する合意に組み込まれることにより、千九百五十二年の協定の実施に関する了解又は千九百五十二年の協定の付表の修正を成すこととなる。

日本国国土交通省及びアメリカ合衆国運輸省は、当該合意が効力を生ずる前に二千十年の了解覚書の内容を礼譲と相互主義に基づき実施するため、必要な措置をとる意図を有する。

第一部　適用

日本国とアメリカ合衆国との間の二国間の民間航空運送に係る関係については、千九百五十二年の協定及び千九百五十二年の協定を実施するための二千十年の了解覚書によって規律する。

第二部　定義

千九百五十二年の協定に定義する用語に加え、二千十年の了解覚書の適用上、次の定義を適用する。

「航空運送」とは、定期であるかチャーターであるかを問わず、また、有償であるか貸切りであるかを問わず、航空機による旅客、手荷物、貨物及び郵便物を個別に又は混載で行う公衆用の運送をいう。

「すべての費用」とは、施設及び業務を提供する費用に、運営上の間接費のための合理的な料金を加えたものをいう。

「国際航空運送」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空運送をいう。

「締約国」とは、日本国又はアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）をいい、「両締約国」とは、その両国をいう。

「価格」とは、航空運送において、航空企業（当該航空企業の代理人を含む。）が旅客、手荷物又は貨物の運送（郵便物の運送を除く。）について課するすべての運賃、料率又は料金（当該運賃、料率又は料金の利用可能性に関する条件を含む。）をいう。

「利用料」とは、空港、空港の環境、航空管制又は航空保安のための施設又は業務（関連する業務及び施設を含む。）の提供について、航空企業に課される料金をいう。

さらに、両締約国の当局の変更にかんがみ、千九百五十二年の協定第二条(a)の規定は、次の定義をいうものと了解する。

「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通省及び国土交通省の任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、合衆国にあっては運輸省及び運輸省の任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。

第三部　航空企業の権利

1　締約国の指定航空企業は、二千十年の了解覚書の不可分の一部を成す附属書の第一節、第三節及び第四節の規定に基づいて国際航空運送を行う権利を有する。

2　締約国の航空企業は、二千十年の了解覚書の不可分の一部を成す附属書の第二節から第四節までの規定に基づいて国際航空運送を行う権利を有する。

3　二千十年の了解覚書のいかなる規定も、一方の締約国の一又は二以上の航空企業に対し、当該一方の締約国の領域に運輸のための着陸をすることなく他方の締約国の領域と第三国の領域との間で貨客を運送する権利を与えるものとみなしてはならない。

4　二千十年の了解覚書のいかなる規定も、一方の締約国の権利であって、当該一方の締約国の国民に対して他方の締約国が与えた技能証明書及び免状を認めることを千九百五十二年の協定第七条の規定に基づいて拒否するもの並びに二千十年の了解覚書第四部又は第五部の規定に基づき他方の締約国の一又は二以上の航空企業に対して運営許可若しくは技術的な許可を与えず、取り消し、停止し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付するものを制限するものではない。

第四部　安全

次の規定は、千九百五十二年の協定を実施するための二千十年の了解覚書に従って運営されるすべての業務について適用する。

いずれの一方の締約国も、他方の締約国の航空施設、乗務員、航空機及び航空企業の運営に関する安全上の基準であって、当該他方の締約国が維持するものについての協議を要請することができる。この協議の結果、当該一方の締約国が、当該他方の締約国がこれらの分野における安全上の基準及び要件であって、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約に従って設定される最低標準と少なくとも同等のものについて効果的な維持及び運用を行っていないと判断する場合には、当該他方の締約国は、この判断及び当該最低標準に適合するために必要と認められる措置について通告を受けるものとし、当該他方の締約国は、適当な是正措置をとる。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が合理的な期間内に適当な是正措置をとらない場合には、当該他方の締約国の一又は二以上の航空企業に対して運営許可若しくは技術的な許可を与えず、取り消し、停止し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付する権利を留保するものとし、当該他方の締約国が当該最低標準の維持及び運用を行っておらず、かつ、更なる違反を防止するために直ちに措置をとる必要がある場合には、協議に先立ち、当該一又は二以上の航空企業について直ちに措置をとる権利を留保する。

第五部　保安

次の規定は、千九百五十二年の協定を実施するための二千十年の了解覚書に従って運営されるすべての業務について適用する。

1　両締約国は、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する自国の義務を再確認する。

2　両締約国は、国際法に基づく一般的な権利及び義務を制限することなく、特に、千九百六十三年九月十四日に東京で作成された航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、千九百七十年十二月十六日にハーグで作成された航空機の不法な奪取の防止に関する条約、千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約及び民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書（千九百八十八年二月二十四日にモントリオールにおいて作成）に従って行動する。

3　両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為その他の民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対する不法な行為を防止し、並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為に対処するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

4　両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成され、かつ、国際民間航空条約の附属書とされる航空保安の標準及び適当な勧告される方式が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安の標準及び適当な勧告される方式に従って行動するものとし、航空機の運航者であって、自国に登録されたもの及び自国の領域内に主たる営業所又は住所を有するもの並びに自国の領域内の空港の運営者が、適用可能な範囲内で、当該航空保安の標準及び適当な勧告される方式に従って行動することを要求する。

5　両締約国は、航空保安を向上させるため及び規制の相違を最小限にとどめるための手段として、共通性のある方式及び標準の作成に向けた作業の重要性を強調する。この目的のため、両締約国は、現行の及び提案された保安措置に関する討議のために、既存の経路を十分に活用し、及び発展させる。両締約国は、その討議が、特に、他方の締約国が提案し、又は検討している新たな保安措置（状況の変化によって必要となる保安措置の改定、一方の締約国が他方の締約国の保安上の要求を満たすために提案する措置、航空保安措置に関する標準を一層迅速に調整する可能性、一方の締約国の要求と他方の締約国の法令上の制約との両立及び航空保安の確保と国際航空運送の促進との間の最適な均衡を含む。）を対象とすることを期待する。その討議は、新たな保安上の提案及び要求に関する早期の通告及び事前の討議を促進するために役立てるべきである。

6　両締約国は、航空保安を確保するために直ちに措置をとる必要性を妨げることなく、それぞれの締約国が、保安措置について検討する際に国際航空運送に及ぼし得る悪影響を評価すること及び、当該締約国の法令により制限されていない限り、保安上の懸念に対処するためにいかなる措置が必要かつ適当であるかを決定する際に当該悪影響を考慮することを確認する。